

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年1月13日～2022年1月19日)

令和4年(2022年)1月21日

| H | E | A | D | L | I | N | E | S |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| <p>政治</p> <p>教育法改正案の下院通過 13名の医療評議会評議員の辞任 スパイウェア「ペガサス」を巡る動き 公務員のテレワーク義務化に関するニエジェルスキ保健大臣の発言 ラウ外相の新型コロナウイルス感染 ラウ外相のOSCE常設理事会出席 プシダチ外務次官のEU非公式外相会合出席 ポーランド軍からの情報漏えい ラウ外相とプリンケン米国務長官との電話会談 ラウ外相とラトウシュコ国家危機対策局長との会談 ドゥダ大統領の北京冬季オリンピック開会式への参加表明 新しい軍病院の設置 アンジェイチャク参謀総長のジョージア訪問 モラヴィエツキ首相とカリンシュ・ラトビア首相との会談 ブワシュチャク国防大臣とプリンケン米国務長官他との電話会談 モラヴィエツキ首相とヴァールヘイ欧州委員との会談</p> | | | | | | | | <p>お問い合わせ先: 大使館領事部 電話 22 696 5005 / 22 696 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い: 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> |
| <p>治安等</p> <p>ポーランドへの国際保護申請件数動向 ウクライナへのサイバー攻撃にかかるポーランド政府の発表 無差別にナイフで人を切りつける事件がトルンで発生 サイバー空間上のテロ脅威レベルを引上げ ポーランド中央部においてアシッド・アタック事案が発生</p> | | | | | | | | |
| <p>経済</p> <p>雇用主による従業員の陰性証明書等の確認に関する法案策定作業 2021年12月の物価動向 IT人材の求人が増加 ポーランドのEコマースが急成長 ウクライナがポーランドへの鉄道輸送を禁止 欧州投資銀行、ポーランド陸上風力に過去最大の投資 ポーランド政府、炭鉱会社への補助金に関する鉱業法改正案を公開 トウルフ炭鉱を巡る動向 ポーランド、Fit for 55 に反対する同盟国を探す 欧州宇宙機関のプロジェクトにおけるポーランド企業</p> | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| 大使館からのお知らせ | |
| 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事 | |
| 在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp | |
| 政 治 | |
| 内 政 | |

教育法改正案の下院通過【13日】

13日、下院本会議で教育法改正案に関する審議・投票が行われ、賛成227票、反対214票、棄権0票で可決となり、上院へ送付された。同改正案は、教育・科学大臣が任命する学校の教育長の権限を拡大するものであり、教育長に学校長を更迭できる権限を付与するなどといったことが想定されているため、政府の教育に対する過度の干渉が可能になるとして批判を受けている。なお、同改正案について野党が提出した修正案は、全て却下された。

13名の医療評議会評議員の辞任【14日】

14日、17名の医療評議会評議員のうち13名が辞意を表明した。パンデミックと闘うための最適かつ世界的に証明されたソリューションを実行する政治的能力が欠如していることに強い不満を感じていたことなどを理由として挙げている。医療評議会は、2020年11月に設立された首相直属の諮問機関であった。

18日、ニエジェルスキ保健大臣は、新しい評議会が設置されると発表した。

スパイウェア「ペガサス」を巡る動き【17-18日】

17日、スパイウェア「ペガサス」の野党議員に対する使用疑惑を調査する上院特別委員会が活動を開始した。ボサツキ委員長によれば、同委員会の目

的は、①ペガサスが誰に対して使用されたのか明らかにし、②選挙に影響を及ぼしていたかどうか調査し、③特務機関のより良い管理と潜在的な監視の可能性を排除するための法整備に取り組むことである。

18日、パナシ最高監査院(NIK)長官は、「ペガサス」が正義基金で購入されたことは、違法であったと確認し、NIKはカチンスキ「法と正義」(PiS)党首を取り調べ、特務機関の管理について聴取する意向がある旨発表した。

公務員のテレワーク義務化に関するニエジェルスキ保健大臣の発言【19日】

19日、ニエジェルスキ保健大臣は、記者会見を開き、全ての公務員に対してテレワークに移行することを義務付けると発表し、関連政令が近日中に発出される予定であると付言した。同時に、同大臣は、全ての民間企業に対しては、可能な限り、テレワークを標準とするように呼び掛けると述べた。

ラウ外相の新型コロナウイルス感染【19日】

19日、ヤシナ外務省報道官は、ラウ外相が新型コロナウイルス感染症の検査を受け、陽性であったと発表し、同外相は、しばらくの間、このような状況のために想定されていた手続に従って職務を遂行すると付言した。予定されていたラウ外相のスペイン・マルタ訪問はキャンセルとなった。

外交・安全保障**ラウ外相のOSCE常設理事会出席【13日】**

13日、ラウ外相は、ウィーンで開催された欧州安全保障協力機構(OSCE)常設理事会に出席し、ポーランドの議長国としての活動を正式に発足させた。同外相は、欧州の安全保障に関する議論を復活

させる必要があり、国際法を完全に遵守した上で、ヘルシンキ会議で策定された原則を維持するためのプロセスを開始したい、と述べた。同外相は、ポーランドが議長国を務める間のプログラムを発表し、優先事項としてポスト・パンデミックの経済復興や紛争

に苦しむ人々への支援を挙げた。同外相は、演説の中で、地域紛争や長期化する紛争に関する和平プロセスを支援するためにOSCEが創設したメカニズムやフォーマットの意義を強調した。

プシダチ外務次官のEU非公式外相会合出席【13日～14日】

13日から14日にかけて、プシダチ外務次官は、仏・ブレストで開催されたEU非公式外相会合に出席した。同会合の主要議題は、東欧の安全保障情勢、EU・中国関係及び国防相らとの共同セッションで議論された安全保障と防衛に関する戦略的指針並びに第6回EU・AU首脳会合に向けた準備に関する議論であった。

同次官は、ウクライナ国境情勢について、もしロシア側によるエスカレーションが起きた場合、EUは厳しい制裁措置という形で断固とした対応をする用意があるという明確なメッセージをクレムリンへ送ることが必要不可欠であると述べた。

ポーランド軍からの情報漏えい【14日】

ポーランド軍に関連する約175万件のデータがインターネット上に流出し、既にロシアや中国を含む他国の情報機関によって収集されていることが明らかになった。漏えいしたデータは、ポーランド軍の装備品の数量、稼働状況及び必要性を明らかにすることが出来る。国防省は、詳細は分析中であるが、漏えいしたデータは公開されている情報のみであり、機密情報は含まれていないと発表した。

ラウ外相とプリンケン米國務長官との電話会談【17日】

17日、ラウ外相は、プリンケン米國務長官と電話会談を行い、ウクライナを巡る欧州の安全保障情勢について議論した。同会談は、先週に米国とNATOによって行われ、そしてOSCEの枠組においても実施されたロシアとの協議を経て評価を共有し合うものであった。

ラウ外相は、OSCEの現議長として、OSCEで欧州の安全保障に関する議論を復活させる用意があることを強調し、ポーランドがウィーンでOSCE加盟国と行った協議について報告した。プリンケン長官は、欧州における現在の危機に対する外交的対応策を見出すことを目指すイニシアティブを支持すると保証した。両外相は、ロシアとの更なる協議に対してオープンでありつつも、状況の進展に関する種々様々なシナリオに備えることが重要であるとの認識で一致したほか、危機がエスカレートした場合の対応策についても話し合った。

ラウ外相とラトウシュコ国家危機対策局長との会談【18日】

18日、ラウ外相は、ベラルーシ反体制活動家であるラトウシュコ国家危機対策局長と会談した。同外相は、ポーランドは、民主的で強力な主権国家であるベラルーシ及びこのような目標を達成するために活動するすべてのベラルーシの団体を支援してきたとともに、今後も支援すると強調した。また、同外相は、ベラルーシの内部情勢、特に市民社会に対する更なる弾圧の波や、既に1,000人に達しようとしている政治犯の増加について、大きな懸念を抱いていることを強調した。

ドゥダ大統領の北京冬季オリンピック開会式への参加表明【18日】

18日、クモフ大統領府国際政策局長官は、ドゥダ大統領が、2月4日に開催される北京冬季オリンピックの開会式に出席するため中国を訪問すると発表した。同長官は、新型コロナウイルス感染症の状況や国境での安全保障情勢に変化がなければ、ドゥダ大統領は中国でのオリンピック開会式に参加することで、ポーランドの選手たちを支援する予定であると述べた。また、同長官は、ポーランド大統領は伝統的にオリンピック開会式に参加していると述べるとともに、2023年にはポーランドでヨーロッパ競技大会が開催される予定であることを付言した。

新しい軍病院の設置【18日】

ブワシュチャク国防大臣は、レギオノヴォに新しい軍病院を開設した。新しい病院は、軍医学研究所の一部として機能するとともに、ポーランド軍や同盟国軍の兵士だけでなく一般国民にも医療を提供する予定である。

アンジェイチャク参謀総長のジョージア訪問【18日】

18日、ポーランド軍参謀総長アンジェイチャク大將は、ジョージアを訪問した。ジョージア軍参謀総長との会談では、2国間の軍事協力の強化及び拡大、ジョージア軍のNATO基準への改編支援及び脅威への対応等が話し合われた。また、参謀総長は、トビリシのNATOとジョージアの合同訓練評価センターを視察した。

モラヴィエツキ首相とカリンシュ・ラトビア首相との会談【19日】

19日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したカリンシュ・ラトビア首相と会談した。両首相は、EUのアジェンダの分野における現在の問題、二国間関係及び地域協力、東方政策、地域安全保障の分野における課題について議論したほか、EUのエネルギー・気候政策、財政規則の改革、共同体の強靱性強化の問題についても話し合った。モラヴィエツキ首相は、ラトビアがEU及びNATOにおける最も緊密なパートナーの一つであることを強調し、両国は多く

の重要な分野で共通の立場をとっていると述べた。

支援を頼りにしていることを強調した。

ブワシュチャク国防大臣とプリンケン米国務長官他との電話会談【19日】

19日、ブワシュチャク国防大臣は、現在OSCE議長を務めるラウ外相に代わり、プリンケン米国務長官、ストルテンベルグNATO事務総長、ポレルEU外交・安全保障上級代表と共同で電話会談を行った。会談の主な議題は、現在の欧州の安全保障情勢についてであり、同国防相は、ユーロ・アトランティック地域の全ての国や組織の緊密な協力や活動の調整の必要性について言及し、OSCE議長国であるポーランドが、欧州の安全保障に関するOSCE対話を復活させるための努力において、米国、NATO、EUの

モラヴィエツキ首相とヴァールハイ欧州委員との会談【19日】

19日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したヴァールハイ欧州委員（近隣政策及び拡大担当）と会談した。同会談は、EUの東部近隣地域に関連する現在の問題について話し合う機会となった。同首相は、ベラルーシとウクライナの情勢に関するポーランドの立場を説明するとともに、西バルカン諸国のEUへの統合、EUの近隣政策と拡大の分野における今後6ヶ月間の見通しと課題についても議論した。

治 安 等

ポーランドへの国際保護申請件数動向【13日】

13日、外国人局は、2021年におけるポーランドへの国際保護申請件数が約7,700件であったと発表した。申請件数が最も多かったのはベラルーシ人で約2,300件であり、次いでアフガニスタン人（約1,800件）、イラク人（約1,400件）、ロシア人（約1,000件）、ウクライナ人（約260件）という順番であった。これまでに決定が下されたのは、うち約4,700件で、国際保護を許可する条件を満たしていた申請は2,155件であったという。

ウクライナへのサイバー攻撃にかかるポーランド政府の発表【14日】

14日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、ウクライナ政府機関に対するサイバー攻撃について、ロシアによって行われたものである旨を発表した。同報道官は、同国機関のウェブサイト上に掲載された攻撃者の声明にポーランド語の記述があったことに触れ、ポーランド語を母語としない人物によって書かれたものであると指摘した。また、ロシアによるハイブリッド作戦は、ロシア軍参謀本部情報総局（GRU）などの特務機関の監督の下で行われていると述べた。

無差別にナイフで人を切りつける事件がトルンで発生【17日】

17日、警察は、トルンにおいて無差別に通行人をナイフで切りつけ怪我を負わせたとして、21歳の男性を逮捕した。警察によると、被害を受けた人の数は8名で、命に別状はないという。容疑者は薬物の影響を受けて、犯行に及んだとみられているとされている。

サイバー空間上のテロ脅威レベルを上げ【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、同日から23日までの間、ポーランド全土におけるサイバー空間上のテロ脅威レベルを第1段階であるALFAに引き上げることを発表した。

ポーランド中央部においてアシッド・アタック事案が発生【18日】

18日、カリシュ（Kalisz）において、何者かが49歳男性にアシッド・アタック（塩酸や硫酸といった劇薬を他者の顔などかけて被害をもたらす行為）を行った。被害を受けた男性は、顔面に重度の火傷を負い病院に搬送された。

経 済

経済政策

雇用主による従業員の陰性証明書等の確認に関する法案策定作業【19日】

閣僚評議会は、ホツ下院議員（与党「法と正義」）が提出した、雇用主が従業員に対して新型コロナウイルスの陰性証明書、ワクチン接種証明書又は同感染症から治癒した証明書の提示を求めることを認め

る法案（ホツ法案）を前向きに検討しているという。また、閣僚評議会は、同法案について、検査を受検するための費用を手当する条文を追加した。必要となる予算は10億ズロチ程度と見積もられ、COVID-19予防基金から手当される見込みである。

マクロ経済動向・統計

2021年12月の物価動向【14-17日】

中央統計局（GUS）によれば、2021年12月の消

費者物価指数（CPI）は対前年同月比8.6%増、対前月比0.9%増となった。サービス価格は対前年同

月比7.6%増、商品価格は対前年同月比9.0%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料

とエネルギーを除いた12月のコア・インフレ率は対前年同月比5.3%増、対前月比0.4%増となった。

ポーランド産業動向

IT人材の求人が増加【18日】

当地求人広告、人材派遣会社が発表したレポートによると、2021年のIT技術者向けの求人数は91万件で、前年比236%の増加となった。また、2021年の上位層の給与平均は18,400ズロチで、前年比9.5%の増加となった。

ポーランドのEコマースが急成長【19日】

2020年のロックダウンによってオンラインショッピングの利用者は増加し、パンデミック前と比べて既に2桁ペースで成長している。Dun & Bradstreet intelligence service のデータによると、2021年末時点で登録オンラインショップ数は52,300を超え、ポーランドのEコマース市場は欧州で最も急速に成長している市場の1つであるという。Eコマースの売上げについては、小売業者においては2021年の93億ズロチから2026年までに1,620億ズロチへ達すると予想され、B to Bにおいては6,000億円と予想されている。

ウクライナがポーランドへの鉄道輸送を禁止【19日】

昨年末、ウクライナ鉄道は、新シルクロードの重要ルートをブロックして、ロシア、中国、中央アジア諸国、ベラルーシ、バルト三国等15か国からウクライナを経由してのポーランドへの荷物の持ち込みを禁止した。1月20日からウクライナ鉄道はウクライナからポーランドへの列車での品物の輸出についても拒んでいる。ポーランド国鉄の経営陣は、資源、金属、農産物の輸入など、ウクライナにとってポーランドは欧州内最大貿易相手国であり、ウクライナによる一方的な制限に驚いており、国際鉄道貨物輸送に関する協定(SMGS)や両国間の鉄道輸送協定に違反すると主張している。昨年末に実施された措置は、ポーランドが2022年のウクライナからの貨物許可の拡大要求を拒否した直後に実施された。ウクライナ側は、鉄道の改修工事によるものと主張しているが、同国からスロバキア、ハンガリーへの鉄道輸送は継続されている。

エネルギー・環境

欧州投資銀行、ポーランド陸上風力に過去最大の投資【18日】

欧州投資銀行は、EDP Renewables (EDPR) がポーランドで建設・運営する陸上風力発電所建設計画に対し6,600万ユーロの融資契約を締結した。EDPRは、同計画により150MWの中規模陸上風力発電所6基を建設する。

ポーランド政府、炭鉱会社への補助金に関する鉱業法改正案を公開【18日】

国有財産省は、石炭会社3社(PGG、Węglokoks、Tauron Output)に対する補助金及び炭鉱再編のスケジュールを記述した鉱業法の改正案を発表した。なお、当該改正案は、昨年5月に鉱山労働組合との間で締結された社会協定に基づいているため公開協議の対象とはならず、20日まで各省協議が実施される。同改正案が議会を通過すれば、政府は1月末までに欧州委員会に対し、補助金計画の通知を正式に行うことができる。

同改正案によると、288億ズロチの公的支援は、会社の収入と石炭の価格に応じて分割され、毎月支払われる。専門家によると、石炭廃棄の日付(2049年)は、改正案や関連の規定に記載されておらず、政府は、欧州委員会が当該日付を受け入れないと認識しており、2031年以降に補助金を延長することは困難であると考えているという。

トウルフ炭鉱を巡る動向【18~19日】

18日、ポーランドとチェコの両環境大臣はトウルフ炭鉱問題に関する交渉を行い、ポーランド側から合意内容を補足又は修正する提案が示され、現在チェコ側が詳細を分析している。モスクファ気候・環境大臣は、今回の交渉は同問題を終わらせる合意に至るかもしれないと述べた。フィアラ・チェコ首相は、まだ我々の目的は達成されておらず、更なるステップが必要であるが、チェコ政府はポーランドとの最終的な合意の一部として欧州司法裁判所(ECJ)への提訴を取り下げる用意があると述べた。

また、2021年9月、ECJは、ポーランドが鉱山の操業を停止しなかったことに対し1日当たり50万ユーロの罰金を課したが、未払いのまま支払期限であった19日が過ぎた。これに対し、欧州委員会はポーランドには10日間の回答期間を与え、その後EU基金のポーランドへの割当分から滞納分の罰金を差し引くことになると述べた。

ポーランド、Fit for 55 に反対する同盟国を探す【18~19日】

ミュレル政府報道官は、裕福でないEU市民に影響を与える、EUの新気候パッケージ「Fit for 55」に反対する国の連合を構築していると述べた。さらに、サシン副首相兼国有財産大臣は、欧州委員会が出した間違った政策の影響から、ポーランド人を守るためにあらゆる手段を講じると述べている。また、19

日に実施されたポーランド・ラトビア首脳会談に置いて、モラヴィエツキ首相は、EU-ETSの見直しについて理解を求めた。

科学技術

欧州宇宙機関のプロジェクトにおけるポーランド企業【18日】

ポーランドの宇宙関連企業 Creotech Instruments は、欧州宇宙機関(ESA)の宇宙天気予報に関する重要なプロジェクトにおいて、衛星や無線通信に関

する問題への対策に重要な作業を完了した。同社は、衛星のシステムや機器に加え、量子コンピュータ制御システムや他のアプリケーション向けの先端電子機器も扱う製造企業であり、ESAの4プロジェクトを含む、26の宇宙関連プロジェクトに参加している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。また、日本時間12月26日午前0時以降、ポーランドから日本に入国・帰国する全ての方は、検疫所長が指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されています。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

【開催中】 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されています。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催: 国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所: ワルシャワ市、Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

【開催中】 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されています。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【予定】 日本・ポーランドの書道・グラフィック展覧会「Motus」【2022年1月21日(金)～2022年2月12日(土)】

ワルシャワのアートギャラリー「Lukka」にて、日本・ポーランドのアーティストによる書道・グラフィック展覧会「Motus」が開催されます。入場は無料です。

開催場所: ワルシャワ市、Belwederska 44, 00-401 Warszawa

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社

会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)